

第3回 総会

2005.05.12（木）10時30分～ CFCビル6階大ホール

特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンター

NPO法人いわて生活者サポートセンター

第3回 総 会

- 1. 日時 2005年5月12日(木) 午前10:30
- 1. 場所 CFCビル 6階大ホール
- 1. 理事 阿部和平、岩本栄子、小泉寛、島昭子、菅原義夫、須山通治、
芳賀聡、横沢善夫
- 1. 監事 小瀬川芳彦、寺山一男
- 1. 事務局 阿部江利子、水堀久美子
- 1. 会員出席者
参加者名簿参照

第 3 回 総会議事次第

1.資格確認

1.開会

1.議長選出

1.議事録署名人委嘱および書記任命

1.役員選挙管理委員選出

1.理事長挨拶

1.議案審議

第 1 号議案

第 3 期（2004 年度）事業報告ならびに貸借対照表、収支
計算書、財産目録及び付属明細書の承認

第 2 号議案

第 4 期（2005 年度）事業計画承認の件

第 3 号議案

定款変更承認の件

第 4 号議案

2005 年度会費金額承認の件

1.議長退任

1.閉会

議 事

第 1 号議案 第 3 期（2004 年度）事業報告ならびに貸借対照表、収支計算書、財産目録及び付属明細書の承認の件

1. 社会情勢

- DV（配偶者間暴力）、児童虐待など家庭内における暴力事件はますます顕在化しております。

警察庁のまとめによると、昨年 1 年間の DV 相談件数および被害届受理件数は 14,000 件を超え、DV 防止法施行後最多となっております。裁判所が出した保護命令も同法施行後最多となっており、事件化したケースも 1,000 件を超えております。

平成 16 年 1 2 月には DV 防止法が改正されており、心身に有害な影響を及ぼす言動も暴力に含まれるようになり、今後も相談件数の増加傾向は続くものと思われま

す。また、保護命令の接近禁止命令においては、被害者のみならず同居している未成年の子も対象となりますので、保護命令申請件数も増加していくものと思われま

す。一方、児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は、厚生労働省のまとめによると、2003 年度で 27,000 件にものぼり、年々増加傾向が続いております。

このような背景には、家庭内といえども暴力や虐待は犯罪である、という社会的認識の弱さがあると同時に、当事者が「心の悩み」を抱え込んだまま、周囲から孤立し支援を得られず、結果的に深刻な事態を招いている状況があると伺えます。

- 自殺死亡者数は、2003 年には 3 万人を超え、自殺死亡率では世界でも類を見ない伸びとなっております。

岩手県内の昨年 10 月現在の自殺死亡者数は 453 人となっており、秋田、青森に次ぐ高い数字となっております。

自殺の主な理由として、経済・生活苦があげられており、また、40 代から 50 代の働き盛り世代が全体の 41% を占めていることから、日本経済が景気回復に向かっているとはいえ、依然、地域格差が存在していることが垣間見えております。

- 「将来、何をしたらよいかかわからない」ので学校にも行かないし仕事もしないという、NEET・ニート（Not in Employment, Education or Training）と呼ばれる若い世代が出現し、2003 年現在で 52 万人、2005 年には 80 万人を超えるとも言われております。

このような若い世代に対し、地域社会における人との交流を通じ、社会生活における自信を回復させ、就労支援を行うという取り組みが始まっております。

以上のような社会状況においては、子育ての悩みや介護の悩み、母子家庭における生活の悩み、DVや児童虐待など家庭内暴力の問題など、個人やその家庭だけでは対応できない様々な悩みや問題を社会の問題として受け止め、地域住民の手により活動を広め、支えていくことが必要であると考えます。

そこで、私たちNPO法人は、地方公共団体や企業、他のNPOとの連携と協働を図りながら、地域における人と人とのつながりをより深いものとし、生きがいと喜びを感じられる暮らしを目指し、活動を行ってまいりました。

2. 事業報告

(1) DV（配偶者間暴力）や借金を原因とした離婚問題、児童虐待を背景とした親権問題など、これまでになく複雑かつ深刻な内容の相談が増えています。また、調停が不成立になり訴訟となるケースも増えており、問題解決までにお金と時間が費やされる結果ともなっています。

このことは、少なからず、母子家庭の生活自立の妨げになっておりますし、家族全体はもちろんのこと、子供の福祉という観点においても大きな影を落としております。

このような相談に対し、当NPO法人では、弁護士や司法書士、また、福祉事務所や地方振興局などと連携を図りながら、単に法律相談に留まるのではなく、今後の生活自立も見据えながら対応を行っております。

また、DV問題における被害者支援におきましても、県福祉総合相談センターおよび福祉事務所との連携を図りながら、保護だけではなく自立を促進する立場での対応を行っております。これまでも、一時保護施設退所後の転宅費用、他県の施設移送等に関わる費用、生活保護受給までの生活費などを支援いたしております。

(2) 県福祉総合相談センター（県精神保健福祉センター）との共催による「ギャンブル依存症問題解決支援事業・語り合い空間 120（V o l 1）」が、平成16年9月よりスタートし、11月には県労働福祉会館でギャンブル依存症をテーマとした講演会を開催し、約200人が参加いたしました。

また、ギャンブル依存症ご本人のためのグループカウンセリングも11月より支援事業のメニューとしてレギュラー化しており、家族勉強会の他、個別カウンセリングと合わせますと、のべ85名の方からのご参加をいただいております。

ご本人のためのグループカウンセリング	第2、第4木曜日	18:30 から 20:00 まで
ご家族のための家族勉強会	第3木曜日	18:30 から 20:00 まで
(月会費制 2,000円)		

ギャンブル依存症問題は、精神保健・精神福祉上のいわゆる依存症問題としてだけでなく、家庭崩壊の一因ともなっている多重債務問題や自殺問題も含んでいることから、まさに今日の問題といえます。

平成17年度も引き続き県福祉総合相談センター（県精神保健福祉センター）と事業契約を交わすことで合意しており、当NPO法人の大きな柱となり得る事業として継続してまいります。

なお、平成16年度「語り合い空間120（V o l 1）」の開催状況は次のとおりです。

語り合い空間 120 開催状況

1 グループカウンセリング

回数	開催日	出席者			配布、提示資料等	備考
		計	参加者	事務局		
1	16. 11. 18	13	7	6	語り合い空間 120 ギャンブルの悩みについて	
2	12. 9	13	7	6	語り合い空間 120 ギャンブルの悩みについて	
3	17. 1. 13	10	4	6	語り合い空間 120 ギャンブルの悩みについて	
4	1. 27	10	4	6	語り合い空間 120 ギャンブルの悩みについて	
5	2. 10	10	4	6	回復のためのミニガイド⑤ 再飲酒したときに読む冊子	
6	2. 24	10	4	6	どのように病んでいったのか？(抜粋) 「やめただけ」で何が悪い？(抜粋)	
7	3. 10	14	8	6	「仲間の話」(抜粋)	
8	3. 24	10	6	4	「気がついたら二千万円」(抜粋)	
	述べ参加人員	90	44			

2 家族勉強会

回数	開催日	出席者			配布、提示資料等	備考
		計	参加者	事務局		
1	12. 16	13	7	6	語り合い空間 120 ギャンブルの悩みについて 家族のあなたがなすべきこと	
2	1. 20	13	7	6	語り合い空間 120 家族のあなたがなすべきこと	
3	2. 17	12	6	6	回復のためのミニガイド③ 共依存からぬけ出すには？	
4	3. 17	12	6	6	カメレオンも悪くない(抜粋)	
	述べ参加人員	50	26			

(3) 矢巾町社会福祉協議会から「暮らしの相談会（DV問題、消費生活問題など）」への相談員派遣依頼を受け、平成16年9月から毎月1回の対応を行ってまいりました。

また、矢巾町介護支援員およびヘルパーの方への講習会「高齢者をとりまく消費生活トラブル」のほか、他の自治体への講師派遣もいたしました。

(4) 個人情報保護法が平成17年4月より施行されるにあたり、当NPO法人としての個人情報保護方針を制定、また、個人情報保護エキスパート（NACS日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会認定）資格取得のスタッフを事務局に配置し、個人情報保護に万全を尽くせるよう体制を整えました。

(5) 平成16年度の相談状況は次の通りです。

月	4	5	6	7	8	9
相談のべ件数	59	62	64	61	61	65
電話相談	43	40	35	36	32	36
面接	16	22	29	21	19	29
ギャンブル カウンセリング						
総数						

※ギャンブル依存症カウンセリングは10月よりスタート

月	10	11	12	1	2	3
相談のべ件数	48	48	51	58	47	51
電話相談	31	34	27	34	29	28
面接	17	14	24	24	18	23
ギャンブル カウンセリング	10	7	14	15	14	20
総数	58	55	65	73	61	72

※ ギャンブルカウンセリングについては参加人数

平成16年度 相談のべ件数の合計661件
(利用者のべ数 741名)

内訳は次のとおりです。

主 訴			累積件数
人間関係	夫について	暴力	8
		離婚	100
		その他	39
	妻について	暴力	3
		離婚	22
		その他	13
	家庭について		46
	親族について		9
	友人について、その他		69
経済	生活困難・生活自立について		38
	借金の悩み		105
	その他（法的手続き等）		38
契約など消費者問題、相続・財産管理問題			116
その他 ※1			55

- ※1
- ・アルコールやギャンブルの依存症に関する悩み
 - ・精神的症状に関する悩み
 - ・雇用を巡るトラブル
 - ・隣の空き地を巡るトラブル(境界線、草、ごみなど)
 - ・町内会のトラブル

など、比較的心の悩み相談に近いもの

(6) 岩手県には、特定非営利活動促進法第29条第1項、条例第3条、規則第7条第1項及び第2項に従い、次のような様式で平成16年度事業の報告をいたします。

=====**平成16年度事業報告**=====

2004.04.01 から 2005.03.31

1.事業の成果

(1) DV（配偶者間暴力）や借金を原因とした離婚問題、児童虐待を背景とした親権問題など、これまでになく複雑かつ深刻な内容の相談が増えております。調停が不成立になり訴訟となるケースも増えており、問題解決までにお金と時間が費やされる結果ともなっております。

このことは、少なからず、母子家庭の生活自立の妨げになっておりますし、家族全体はもちろんのこと、子供の福祉という観点においても大きな影を落としております。

このような相談に対し、当NPO法人では、弁護士や司法書士、また、福祉事務所や地方振興局などと連携を図りながら、単に法律相談に留まるのではなく、今後の生活自立も見据えながら対応を行っております。

また、DV問題における被害者支援におきましても、県福祉総合相談センターおよび福祉事務所との連携を図りながら、保護だけではなく自立を視野においた対応を行っております。これまでに、一時保護施設退所後の転宅費用、他県の施設移送等に関わる費用、生活保護受給までの生活費などを支援いたしております。

(2) 県福祉総合相談センター（県精神保健福祉センター）との共催による「ギャンブル依存症問題解決支援事業」が、平成16年9月よりスタートし、11月には県労働福祉会館でギャンブル依存症をテーマとした講演会を開催し、約200人が参加いたしました。

また、ギャンブル依存症ご本人たちのためのグループカウンセリングルーム「語り合い空間120（V o l 1）」もこの頃から支援業務としてレギュラー化しており、家族勉強会と合わせますと、のべ85名からご参加いただいております。

ご本人のためのグループカウンセリング	第2、第4木曜日	18:30から20:00まで
ご家族のための家族勉強会	第3木曜日	18:30から20:00まで
(月会費制 2,000円)		

ギャンブル依存症問題は、精神保健・精神福祉上のいわゆる依存症問題としてだけでなく、家庭崩壊の一因ともなっている多重債務問題や自殺問題も含んでいる

ことから、まさに今日の問題といえます。

平成17年度も県福祉総合相談センター（県精神保健福祉センター）と事業契約を交わすことで合意に達しており、今後の当NPO法人の大きな柱となり得る事業として継続してまいります。

- (3) 矢巾町社会福祉協議会から「暮らしの相談会（DV問題、消費生活問題など）」への相談員派遣依頼を受け、平成16年9月から毎月1回の対応をさせていただきました。

また、矢巾町介護支援員およびヘルパーの方への講習会「高齢者をとりまく消費生活トラブル」へも講師派遣いたしました。

2.事業の実施に関する事項

○特定非営利活動に係る事業

2.1 離婚やDVなど、家庭内問題等に関する相談事業<定款第5条(6)(8)>

本年度の事業内容： 電話や面接による相談。

DVについては、県福祉総合相談センター、地方振興局、福祉事務所との連携を図りながら対応している。

実施日時： 常時

実施場所： 当法人本部

従事者の人数： 2名

受益対象者の範囲及び人数(件数)： 県民、相談309件

2.2 消費生活問題、財産・相続問題、多重債務等の経済的問題に関する相談事業

<定款第5条(1)(2)(3)>

本年度の事業内容： 電話や面接による相談。

実施日時： 常時

実施場所： 当法人本部

従事者の人数： 2名

受益対象者の範囲及び人数(件数)： 県民、相談297件

2.3 ギャンブル依存症問題解決支援事業

<定款第5条(3)>

本年度の事業内容： カウンセリングルーム「語り合い空間120(Vol1)」の設置、運営。

ギャンブル依存症本人と家族へのカウンセリング。

実施日時： 毎月第2、第3、第4木曜日 18:30から20:00まで

実施場所：当法人本部

従事者の人数：3名

受益対象者の範囲及び人数：県民、のべ相談者80名

(うち、語り合い空間120会員家族数24)

2・4 一時保護施設運営事業<定款第5条(7)>

本年度の事業内容：シェルターの運営・管理。

実施日時：常時

実施場所：当法人本部

従事者の人数：2名

受益対象者の範囲及び人数：なし

2・5 身元保証事業<定款第5条(5)>

本年度の事業内容：賃貸借契約の身元保証と雇用契約の身元保証。

実施日時：常時

実施場所：当法人本部

従事者の人数：2名

受益対象者の範囲及び人数：なし

2・6 生活支援事業<定款第5条(4)>

本年度の事業内容：生活自立に関する相談および支援。

(①生活自立資金支援 ②転居支援 ③就労支援)

実施日時：常時

実施場所：当法人本部

従事者の人数：3名

受益対象者の範囲及び人数(件数)：県民、相談4件、うち①は2件、②は2件、③は0件

2・7 家計簿診断事業(受託事業)<定款第5条(9)>

本年度の事業内容：家計簿診断。

岩手県消費者信用生活協同組合からの委託事業。

実施日時：常時

実施場所：当法人本部

従事者の人数：2名

受益対象者の範囲及び人数(件数)：県民、355件

3. 会計報告

- (1) 非営利事業における寄付金収入と会費収入、および委託事業である家計簿診断料が大きな収入源になっております。
- (2) 来所相談件数 256 件のうち、対価報酬を得たのは 46 件となっております。
- (3) 現在、活動していただいておりますボランティアスタッフ 5 名については、当 NPO 法人の負担で、県社会福祉協議会のボランティア保険に加入していただいております。
- (4) 岩手県には、特定非営利活動促進法第 3 条、第 5 条、第 29 条第 1 項、規則第 7 条第 1 項及び第 2 項に従い、特定非営利活動に係る事業として次のとおり決算報告を行ないます。

貸借対照表(第3期全部門)

平成17年3月31日現在

特定非営利活動法人
いわて生活者サポートセンター

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	4,813,267		
普通預金(支援費口座)	184,454		
郵便振替口座	1,167,560		
流動資産計		6,165,281	
2. 固定資産			
一括償却資産	0		
生活支援費	245,200		
固定資産計		245,200	
資産合計			6,410,481
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払法人税等	89,400		
流動負債計		89,400	
2. 固定負債			
固定負債計	0	0	
負債合計			89,400
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	4,562,462		
当期正味財産増加額	1,758,619		
正味財産合計			6,321,081
負債及び正味財産合計			6,410,481

収支計算書（第3期全部門）

平成16年4月1日～平成17年3月31日

特定非営利活動法人
いわて生活者サポートセンター

（単位：円）

科 目	金 額		
I 収入の部			
1. 会費収入			
個人会員	232,000		
団体会員	820,000		
賛助会員	3,000	1,055,000	
2 寄付金収入			
一般	1,092,000		
支援金	229,454		
相談事業収入	91,000	1,412,454	
3. 助成金収入	640,000	640,000	
4. 事業収入			
家計簿診断	1,096,200		
語り合い空間120	94,000		
講師料	161,660	1,351,860	
5 雑収入	41,196	41,196	
当期収入合計			4,500,510
II 支出の部			
雑給	176,400		
通信費	304,890		
消耗品費	581,531		
消耗品費（事務用品）	45,330		
消耗品費（減価償却費）	139,223		
旅費交通費	203,277		
会議費	135,911		
広告宣伝費	560,500		
修繕費	23,480		
損害保険料	1,200		
支払手数料	166,450		
租税公課	3,008		
雑費	311,638	2,652,838	
当期支出合計			2,652,838
III 事業外収入			
受取利息	47		
事業外収入計			47
税引前当期収支差額			1,847,719
法人税等			89,100
前期繰越収支差額			4,562,462
次期繰越収支差額			6,321,081

財産目録(特定非営利活動全部門)

平成17年3月31日現在

特定非営利活動法人
いわて生活者サポートセンター

(単位:円)

	科 目	内 容	金 額		
資産の部	流動資産				
		普通預金	北日本銀行肴町支店 3777081	4,813,267	
		普通預金	北日本銀行肴町支店 3777082	184,454	
		郵便振替口座	郵便振替口座02220-2-95139	1,167,560	
		流動資産合計			6,165,281
	固定資産				
		生活支援費		245,200	
	固定資産合計			245,200	
	資 産 合 計			6,410,481	
負債の部	流動負債				
		未払法人税等	法人税・事業税・法人住民税	89,400	
	固定負債				
		負 債 合 計			89,400
正味財産				6,321,081	

- (5) 当NPO法人は、定款第5条で定める特定非営利活動に係る事業のみを行なっておりますが、税法上の収益事業にあたる活動があることから、次のとおり決算報告を行ないます。

貸借対照表（非営利部門）

平成17年3月31日現在

特定非営利活動法人
いわて生活者サポートセンター

（単位：円）

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	3,689,778		
普通預金（支援金口座）	184,454		
郵便振替口座	1,167,560		
流動資産計		5,041,792	
2. 固定資産			
一括償却資産	0		
生活支援費	245,200		
固定資産計		245,200	
資産合計			5,286,992
II 負債の部			
1. 流動負債	0		
流動負債計		0	
2. 固定負債	0		
固定負債計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	3,503,125		
当期正味財産増加額	1,783,867		
正味財産合計			5,286,992
負債及び正味財産合計			5,286,992

収支計算書（非営利部門）

平成16年4月1日～平成17年3月31日

特定非営利活動法人
いわて生活者サポートセンター

（単位：円）

科目	金額		
I 収入の部			
1 会費収入			
個人会員	232,000		
団体会員	820,000		
賛助会員	3,000	1,055,000	
2 寄付金収入			
一般	1,092,000		
支援金	229,454	1,321,454	
3 助成金収入	640,000	640,000	
4 雑収入	27,630	27,630	
当期収入合計			3,044,084
II 支出の部			
雑給	88,200		
通信費	152,445		
消耗品費	305,846		
消耗品費（事務用品）	517		
消耗品費（減価償却費）	69,611		
旅費交通費	128,197		
会議費	67,955		
広告宣伝費	280,250		
修繕費	11,740		
損害保険料	600		
支払手数料	36,225		
租税公課	1,804		
雑費	116,874		
当期支出合計			1,260,264
III 事業外収支			
受取利息	47		
事業外収入計			47
当期収支差額			1,783,867
前期繰越収支差額			3,503,125
次期繰越収支差額			5,286,992

貸借対照表（非営利活動の収益部門）

平成17年3月31日現在

特定非営利活動法人
いわて生活者サポートセンター

（単位：円）

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	1,123,489		
流動資産計		1,123,489	
2. 固定資産			
一括償却資産	0		
固定資産計		0	
資産合計			1,123,489
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払法人税等	89,400		
流動負債計		89,400	
2. 固定負債	0		
固定負債計		0	
負債合計			89,400
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	1,059,337		
当期正味財産増加額	△ 25,248		
正味財産合計			1,034,089
負債及び正味財産合計			1,123,489

収支計算書（非営利活動の収益部門）

平成16年4月1日～平成17年3月31日

特定非営利活動法人
いわて生活者サポートセンター

（単位：円）

科目	金額		
I 収入の部			
1 寄付金収入			
相談事業収入	91,000	91,000	
2 事業収入			
家計簿診断	1,096,200		
語り合い空間120	94,000		
講師料	161,660	1,351,860	
3 雑収入	13,566	13,566	
当期収入合計			1,456,426
II 支出の部			
雑給	88,200		
通信費	152,445		
消耗品費	275,685		
消耗品費（事務用品）	44,813		
消耗品費（減価償却費）	69,612		
旅費交通費	75,080		
会議費	67,956		
広告宣伝費	280,250		
修繕費	11,740		
損害保険料	600		
支払手数料	130,225		
租税公課	1,204		
雑費	194,764		
当期支出合計			1,392,574
税引前当期収支差額			63,852
法人税等			89,100
当期収支差額			△ 25,248
前期繰越収支差額			1,059,337
次期繰越収支差額			1,034,089

監査報告書

平成17年 4月 12日

特定非営利活動法人
いわて生活者サポートセンター
理事長 阿部 和平 殿

監事

小瀬川 芳彦

監事

寺 少一 晃

1 監査の概要

私たちは、特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンターの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業報告書、財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録、付属明細書)及び理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは、この監査を特定非営利活動促進法および特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンター定款に準拠して行った。

2 監査意見

1. 決算書類について

- (1) 事業報告書は、特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンター定款(以下、定款)に従い、状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 財務諸表は、定款に準拠しており、NPO法人の財産状態を正しく示しているものと認める。

2. 理事の業務執行状況について

理事は、定款に従い、総会において決定された事業計画に基づいて職務を執行しているものと認める。

以上

4. 役員及び事務局、ボランティアの状況

平成16年度の役員は理事8名、監事2名となっており、うち常勤役員は1名となっております。

また、事務局運営につきましては、専従事務局兼相談員2名、相談ボランティアスタッフ2名、カウンセリングスタッフ2名、シェルター管理スタッフ1名で対応しております。

(1) 役員8名

氏名	役職名	氏名	
阿部 和平	理事長	小瀬川 芳彦	監事
島 昭子	副理事長	寺山 一男	監事
岩本 栄子	理事		
小泉 寛	理事		
菅原 義夫	理事		
須山 通治	理事		
芳賀 聡	理事		
横沢 善夫	理事		

(2) 事務局員

相談員、兼、総務経理事務 2名

(3) ボランティアスタッフ

- ・相談ボランティアスタッフ 2名

消費生活や生活設計に関わる相談、子育て相談などに対応しております。

- ・カウンセリングスタッフ 2名

ギャンブル依存症や買い物依存症のカウンセリング、あるいは家庭の悩みや職場の悩みなど、また、特に男性から希望があった場合に対応しております。

- ・シェルター管理スタッフ 1名

シェルター内の生活環境管理や日用品の管理や、相談者が小さいお子さんを同伴した場合の対応を行っております。

第2号議案 第4期（2005年度）事業計画の件

1. 事業計画（特定非営利活動に係る事業）

心と暮らしの総合的支援を目指して、「心と暮らしの総合相談事業」を展開してまいります。

これまで、暮らしの悩み相談では、DV相談（特に一時保護対応の相談）および生活苦に関する相談（特に母子家庭の生活相談）を除いて、寄付金として相談料をいただいておりますが、新年度の「心と暮らしの総合相談事業」におきましては、料金制として相談料をご負担いただくこととし、より一層実効性あるコンサルティングとカウンセリングに努めたいと考えます。

また、新規事業の一つとして、テーマ別ワークショップ（ミニ講演会）を年数回開催することで企画を進めてまいりたいと考えております。暮らしに関わる法律問題をはじめ、消費生活問題、介護や高齢者の福祉問題、あるいは心の悩みなど身近な問題をテーマとし、参加費用をいただくことで運営、実施していきたいと考えております。

（1）暮らしの悩み相談

これまでどおり、DVや離婚、児童虐待、その他家庭内における様々な問題や悩みに対し解決に向け支援してまいります。

なお、DV問題につきましては、平成16年12月2日、内閣府等により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための実施に関する基本的方針」が告示され、市町村における被害者の保護および自立支援を行うよう明記されております。

岩手県におきましても、地方振興局および福祉事務所における保護および自立支援の実施を呼びかけており、今後の動向が注目されるところです。

これらをふまえて、当NPO法人としては、緊急一時保護（一時保護移送前の保護）および生活自立資金支援（生活保護受給までのつなぎ資金）を引き続き行いたいと考えております。

（2）心の悩み相談

月会費制2,000円で運営しておりますカウンセリングルーム「語り合い空間120」では、これまで「V o l 1・ギャンブル依存症の悩み」に取り組んでまいりました。

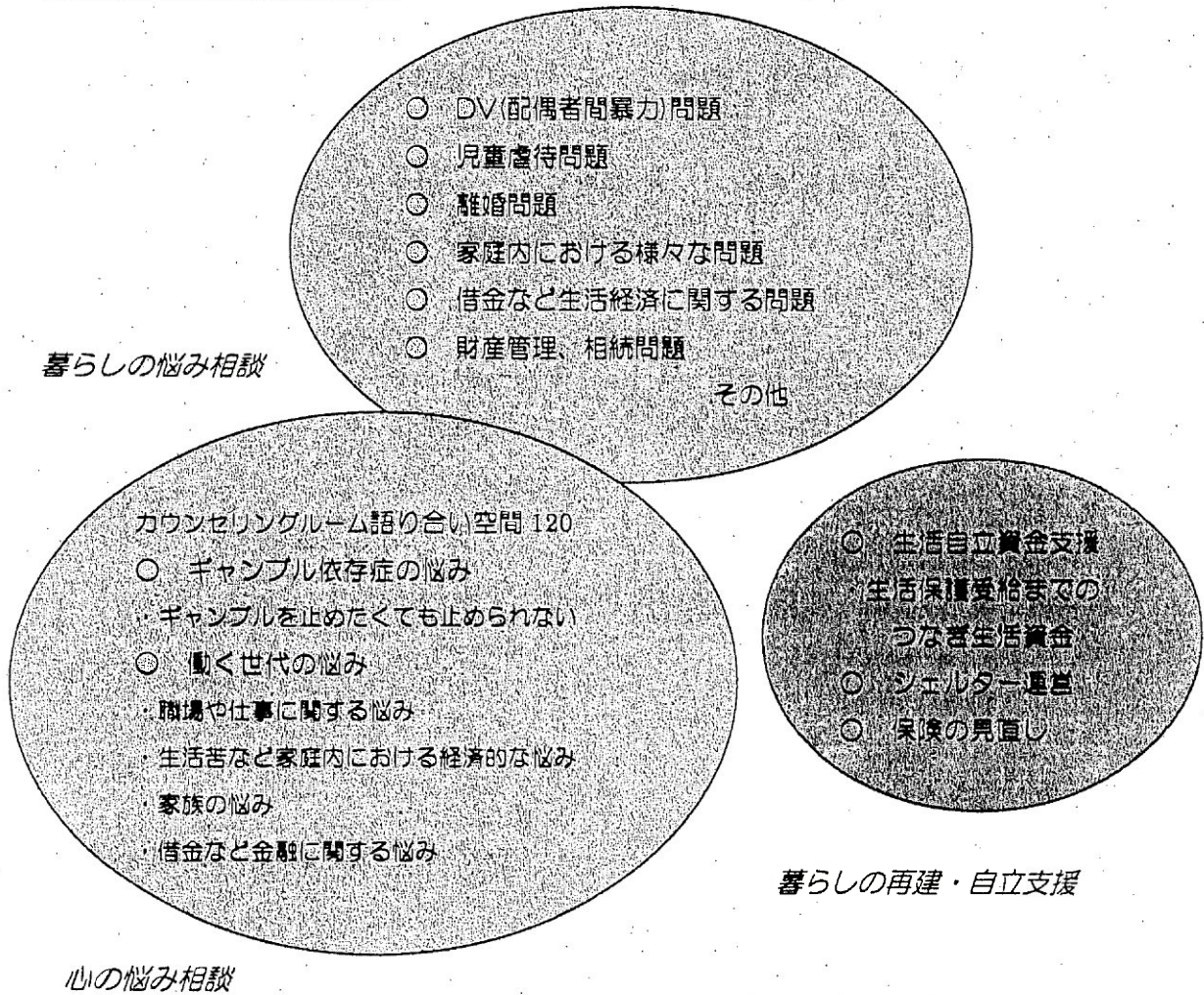
平成17年度におきましても、県福祉総合相談センター（県精神保健福祉センター）とのコラボレーションを継続し、臨床心理士などの専門家による技術支援を受けながら、安定かつ健全なカウンセリングルームの運営を行ってまいりますとともに、ギャンブル依存症問題およびその取り組みの重要性について広くアピールしていきたいと考えております。

また、「V o l 2・働く世代の悩み」として、40代から50代の方々を対象としたカウ

セラリングルームを開設するため、その準備を進めたいと考えております。

すでに、当NPO法人のホームページ上には「働く世代の悩み相談室」(メール相談)を開設しており、今後、新聞広告等を通じて活動PRを積極的に行いたいと考えております。

◇心と暮らしの総合相談事業



(3) 暮らしの再建・自立支援

県のDV被害者支援基本計画及び、市町村の取り組みを注視しながら、当面は、生活自立資金支援を軸に支援活動を行いたいと考えております。

その他、平成16年度下期に引き続き平成17年度におきましても矢巾町社会福祉協議会から「暮らしの相談会」への相談員派遣依頼がありました。

2. 会員、寄付金の募集

① 会員募集

昨年に引き続き、主たる支援母体である信用生協をはじめ、関係者もしくは関係団体、取引先等への賛同を求めるかたちで進めてまいります。平成17年度の目標は次のとおりです。

	2004年度実績	2005年度目標
個人会員申込数	46名 230,000円	50名 250,000円
団体会員申込数	18団体 820,000円	20団体 900,000円
賛助会員申込数	1名 3,000円	10名 30,000円
合計	1,053,000円	1,180,000円

② 寄付金の募集

NPOに対する寄付金制度へのご理解をいただきながら、パブリシティの活用を含めて、多くの団体や関係機関、そして広く市民の方々に対して募集をすすめてまいります。平成17年度の目標は次のとおりです。

	2004年度実績	2005年度目標
個人申込数	1名 30,000円	50名 150,000円
団体申込数	3団体 1,040,000円	5団体 2,000,000円
合計	1,070,000円	2,150,000円

3. 収支予算案

平成17年度の収支予算案は次のとおりです。

平成17年度 収支予算書（非営利部門）

平成17年4月1日～平成18年3月31日

特定非営利活動法人
いわて生活者サポートセンター

(単位：円)

科目	金額	
I 収入の部		
1 会費収入		
個人会員 (5,000円×50名)	250,000	
団体会員 (20団体)	1,000,000	
賛助会員 (3,000円×10名)	30,000	1,280,000
2 寄付金収入		
団体 (1団体)	1,200,000	
支援金 (120名)	360,000	1,560,000
当期収入合計		2,840,000
II 支出の部		
1 事業費		
DV相談事業	50,000	
施設運営事業	100,000	
生活支援費 (100,000円×12)	1,200,000	
事業支出合計		1,350,000
2 管理費		
賃貸料 (20,000円×12)	240,000	
通信費 (10,000円×12)	120,000	
消耗品費 (10,000円×12)	120,000	
旅費交通費 (5,000円×12)	60,000	
広告宣伝費 (100,000円×4回)	400,000	
支払手数料 (HPメンテナンス料15,000円×12)	180,000	
損害保険料 (ボランティア保険)	1,000	
租税公課	4,000	
雑費 (10,000円×12)	120,000	
管理支出合計		1,245,000
当期支出合計		2,595,000
III その他資金収入の部		
受取利息	30	
その他資金収入計		30
当期収支差額		245,030
前期繰越収支差額		5,286,992
次期繰越収支差額		5,532,022

第3号議案 定款変更承認の件

平成15年の特定非営利活動促進法の改正に伴い、定款第4条、第15条を変更いたします。

- ① 第4条（特定非営利活動の種類）において、特定非営利活動促進法、別表16消費者の保護を図る活動を、当NPO法人の特定非営利活動として追加いたします。

（変更前）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(5) 子どもの健全育成を図る活動

(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

【変更後】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(5) 子どもの健全育成を図る活動

(6) 消費者の保護を図る活動

(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

- ② 第15条において、特定非営利活動促進法第24条第2項に関連し、規定を追加いたします。

（変更前）

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【変更後】

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4号議案 2005年度会費金額承認の件

昨年度の会費金額と同じとします。

個人会員	年会費	5,000円
団体会員	年会費1口	10,000円で1口以上
賛助会員	会費1口	3,000円で1口以上

NPO法人いわて生活者サポートセンター

第3回 総会議事録

- 1.日時 平成17年5月12日(木) 午前10時30分
1.場所 盛岡市南大通一丁目8番7号CFCビル6階大ホール
1.会員定数 62名
出席…本人出席 20名 書面議決 33名
合計… 53名

1.開会

島昭子副理事長より開会の挨拶が行われた。

1.総会成立宣言

阿部江利子事務局担当より、午前10時30分現在の会員の出席数が、本人出席 20名、書面議決 33名の合計 53名であり、定款第26条により成立要件を満たしていることを報告し、総会の成立を宣言した。

つぎに、島昭子副理事長より、議長を選出するにあたり選出方法を諮ったところ「事務局」一任となり、斉藤哲司会員を指名し、挙手による承認を求めたところ全員異議なく承認可決された。

1.議長選出

斉藤哲司会員

1.書記任命並びに議事録署名人委嘱

議長は、書記の任命、議事録署名人の委嘱について選出方法について諮ったところ「事務局」一任となり、書記は事務局、議事録署名人は理事長である阿部和平会員と藤澤俊樹会員を指名し、挙手による承認を求めたところ全員異議なく承認可決された。

書記 水堀久美子(事務局)

議事録署名人 阿部和平会員、藤澤俊樹会員

1.理事長挨拶

阿部和平理事長が理事会を代表し挨拶を行った。

ここで、議事に入った。

1. 議事

「第1号議案 第3期（2004年度）事業報告ならびに貸借対照表、収支計算書、財産目録及び付属明細書の承認の件、および監査報告」

（報告者 阿部江利子事務局担当）

事務局は、別冊総会議案書にもとづいて事業報告と貸借対照表、収支計算書、財産目録及び付属明細書の決算関係について説明した。

2004年度事業活動に関しては、DV被害者に対する支援・救済活動をはじめ、県福祉総合相談センター（県精神保健福祉センター）との共催であるギャンブル依存症問題解決支援事業等の取り組みについて報告、さらに、暮らしの悩み相談およびギャンブル依存症の悩み相談等の1年間の相談実績と動向について説明した。

また、財務状況等決算に関する説明を行い、特定非営利活動のトータルでは黒字を計上しているが、税務申告等の対象である特定非営利活動の収益部門のみでは最終的に赤字計上した旨の報告を行なった。

引き続き、寺山一男監事より、特定非営利活動促進法および定款に準拠して会計処理が行われている旨の監査報告がなされた。

議長は第1号議案及び監査報告について審議を諮ったが、特に質疑は無かった。

議長は第1号議案について挙手による賛否を求めたところ、書面議決による保留1名以外は全員賛成により異議なく原案どおり承認可決された。

「第2号議案 第4期（2005年度）事業計画承認の件」

（提案者 阿部江利子事務局担当）

事務局は、別冊総会議案書にもとづいて、第4期の事業計画について、特定非営利活動事業計画、会費・寄付金募集の目標設定、収支予算案等の提案をした。

2005年度事業計画全般に関しては、心と暮らしの総合支援を目指し「心と暮らしの総合相談事業」を展開し、暮らしの悩み相談事業はこれまでの活動を継続する一方、心の悩み相談事業では、県福祉総合相談センター（県精神保健福祉センター）との共催であるギャンブル依存症問題解決支援事業を大きな柱とし、併せて、働く世代の悩み相談に取り組む旨、説明した。

また、暮らしの再建・自立支援事業では、母子家庭自立支援を意識したDV被害者支援

を行う旨を説明した。

さらに、新規事業企画としてワークショップ開設を目的とした企画に着手するとの報告を行なった。

2005年度会費・寄付金募集の目標設定および収支予算案に関しては別冊総会議案書に沿って説明を行った。

議長は第2号議案について審議を諮ったが、次のような質疑があった。

島副理事長より、本総会前に開催された第11回理事会において審議された、当NPO法人事務所等の賃貸料の支払いおよび契約に関する事項について、本総会にて報告する必要があるのでは、との意見が出された。

この意見を受けて、議長は事務局に対し報告、説明を求めた。

(回答者 阿部江利子事務局担当)

これに対し、事務局は、すでに本総会前に行われた第11回理事会にて審議、承認されている事項でもあるが、理事会決定に従って事務局として対応していく。今後、当NPO法人事務所等の使用貸借の契約等については書面にて取り扱われるべきと考えている。と、説明した。

これに対し、議長からも、第11回理事会にて、原案である2005年度収支予算案において収支予算書に賃貸料を計上しているものの、2005年度においては支払わないということでも承認を得ている。事務所等使用をめぐる取り扱いは契約書などの書面にて明らかにするというので事務局が対応する。との旨、補足説明がなされた。

以上の質疑を経て、議長は第2号議案について挙手による賛否を求めたところ、書面議決による保留1名以外は、全員賛成により異議なく、一部原案を訂正して承認可決された。

「第3号議案 定款変更承認の件」

(提案者 阿部江利子事務局担当)

事務局は、別冊総会議案書にもとづいて、定款第4条(特定非営利活動の種類)、第15条(任期等)の追加および追加・変更することを説明、提案した。

議長は第3号議案について審議を諮ったが、特に質疑はなかった。

議長は第3号議案について挙手による賛否を求めたところ、書面議決による保留1名以外は全員賛成により異議なく原案どおり承認可決された。

「第4号議案 2005年度会費金額承認の件」

(提案者 阿部江利子事務局担当)

事務局は、別冊総会議案書にもとづいて、2005年度の会費金額について提案した。

議長は審議を諮り本議案について挙手による賛否を求めたところ、全員賛成により異議なく原案通り承認可決された。

1.議長退任

議長は全ての議事を終了したので書記を解任し、議長を退任した。

1.閉会の辞

島昭子副理事長が閉会の挨拶をおこない、午前11時40分散会した。

以上で全ての議案審議を終了したので、議長は議事録を作成し、議事録署名人とともに捺印した。

平成 17 年 5 月 19 日

特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンター
第 3 回 総会

議

長

齊藤 哲司



議事録署名人

藤澤 俊樹



議事録署名人

所部 和平



